第明治三十五種郵便物認可

⑶　調査・設計企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる測量業務を実施する者（以下「測量企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。

また、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査業務、設計業務、調整マネジメント業務（設計段階）を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の⑥から⑪までの要件を満たさなければならない。

ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の⑦の実績を有する者又は２⑸に掲げる工事監理企業の参加資格要件②の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

なお、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「調査・設計企業」という。）は、測量企業と設計企業の両方の要件を満たさなければならない。

【測量企業の要件】

① 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

② 測量調査業者登録規程の登録があること。

③ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有すること。

・道路法上の道路において、基準点測量、現地測量又は路線測量のいずれかを行う業務

④ 実績として挙げた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成７年４月３日付け北開局工第２号）に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。

⑤ 次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。なお、下記イ、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ア　測量士の資格を有し、測量法による登録を行っている者。

イ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務において１件以上の実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

・道路法上の道路において、基準点測量、現地測量又は路線測量のいずれかを行う業務

ウ　令和２年度から令和５年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「測量（旧航空測量含む。）業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がない場合はこの限りではない。

エ　第一次審査提出書類の提出期限日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

【設計企業の要件】

⑥ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

⑦ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有すること。

・道路法上の道路において、電線共同溝の実施（詳細）設計に関する業務

⑧ 実績として挙げた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成７年４月３日付け北開局工第２号）に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。

⑨ 令和４年度から令和５年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の業務実績がない場合はこの限りではない。

⑩ 業務実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における業務実績をもって判断するものとする。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

⑪ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当の旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、第一次審査提出書類の提出期間までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査提出書類を提出することができるが、この場合、第一次審査提出書類提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第二次審査提出書類の提出の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

下記イ、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ア　管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ｂ　国土交通省登録資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）［設計分野］の資格を有する者

ｂ及びｃの各項目は国土交通省登録技術者資格の登録規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格とする。

イ　次のいずれかの実績を有すること。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務において１件以上の実績を有する者。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時（完了検査時点）に従事していない管理技術者は実績とみなさない。

・道路法上の道路において、電線共同溝の実施（詳細）設計に関する業務

ｂ　過去に業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。マネジメントした実務経験の詳細は、入札説明書による。

ウ　令和２年度から令和５年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の